

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 6 月 25 日 (金) 第 220 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 歳入の収納事務の委託 (子育て支援課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (3件) (監理課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3

### 公 告

- 落札者等の公告 (工業技術センター取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 4

### 県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 7

## 告 示

### 鹿児島県告示第740号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 3 年 6 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和56年 8 月 31 日 鹿児島県告示第1439号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第741号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 6 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 歳入の種類

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1くらし保健福祉部の表1の項に定める保育士登録申請手数料，保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

## 2 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目6番地2  
社会福祉法人日本保育協会

## 3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 鹿児島県告示第742号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1268号	令和9年6月23日	加工家きんふん肥料	さんさんユーキ	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 3.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社丸協農産	沖縄県うるま市宇州崎12番地14
鹿児島県肥第1269号	令和9年6月23日	加工家きんふん肥料	マルキョウゆうき	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 3.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社丸協農産	沖縄県うるま市宇州崎12番地14

## 鹿児島県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）

## 2 作業の期間 令和3年6月7日から同年11月18日まで

## 3 作業の地域 南九州市知覧町松山地内

## 鹿児島県告示第744号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 作業の種類 公共測量（吉野地区土地区画整理事業 出来形確認測量）

## 2 作業の期間 令和3年6月21日から令和4年1月14日まで

## 3 作業の地域 鹿児島市川上町及び吉野二丁目

## 鹿児島県告示第745号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，

いちき串木野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 6 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 6 月 21 日から令和 4 年 2 月 18 日まで
- 3 作業の地域 いちき串木野市大字上名

#### 鹿児島県告示第 746 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長から令和 2 年 12 月 8 日鹿児島県告示第 1070 号で告示した公共測量の実施は、令和 3 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 6 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第 747 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 6 月 25 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	328号	薩摩郡さつま町平川字宇道良7492番3地先から同町平川字揚ヶ段7407番3地先まで	前後	21.5～40.5 21.5～35.5	141.4 141.4

#### 大隅地域振興局告示第 12 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 6 月 25 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
らいおん	曾於市財部町下財部297番地2	合同会社おれんじ	宮崎県都城市南鷹尾町18街区29号	新内 和之	令和 3 年 4 月 14 日	就労継続支援 B 型
就労移行支援事業所カルミア	曾於市大隅町岩川6386番地	特定非営利活動法人しをんの会	曾於市大隅町岩川6386番地	立山 泰士	令和 3 年 5 月 1 日	就労移行支援
エール	曾於郡大崎町永吉字中段8191番地1	株式会社ハートサポート	肝属郡東串良町池之原2744番地	高城たみ子	令和 3 年 5 月 1 日	就労継続支援 B 型

## 公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 6 月 25 日

鹿 児 島 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 所 長 瀬 戸 口 眞 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
放射・伝導イミュニティー試験システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿 児 島 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 庶 務 部  
霧 島 市 隼 人 町 小 田 1445 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令 和 3 年 6 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九 州 計 測 器 株 式 会 社 南 九 州 営 業 所  
鹿 児 島 市 薬 師 一 丁 目 12-11
- 5 落札金額  
36,190,000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一 般 競 争 入 札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令 和 3 年 4 月 20 日

## 公 安 委 員 会 公 告

### 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 講 習（新 規 ・ 追 加 取 得 講 習）実 施 公 告

警 備 業 法（昭 和 47 年 法 律 第 117 号。以 下「法」とい う。）第 22 条 第 2 項 第 1 号 に 規 定 す る 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 講 習（以 下「新 規 取 得 講 習」とい う。）及 び 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 及 び 機 械 警 備 業 務 管 理 者 に 係 る 講 習 等 に 関 す る 規 則（昭 和 58 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 2 号。以 下「講 習 規 則」とい う。）第 6 条 の 規 定 に 基 づ く 法 第 22 条 第 2 項 第 1 号 に 規 定 す る 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 講 習（以 下「追 加 取 得 講 習」とい う。）を 次 の と お り 実 施 す る。

令 和 3 年 6 月 25 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 増 田 吉 彦

- 1 講 習 に 係 る 警 備 業 務 の 区 分  
法 第 2 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 警 備 業 務
- 2 講 習 の 種 別 及 び 実 施 期 間
  - (1) 新 規 取 得 講 習  
令 和 3 年 8 月 23 日（月）か ら 同 月 27 日（金）ま で（講 習 時 間 は、午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま で）
  - (2) 追 加 取 得 講 習  
令 和 3 年 8 月 26 日（木）及 び 同 月 27 日（金）（講 習 時 間 は、午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま で）
- 3 講 習 の 実 施 場 所  
鹿 児 島 県 市 町 村 自 治 会 館（鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 7 番 4 号）
- 4 受 講 対 象 者
  - (1) 新 規 取 得 講 習  
受 講 申 込 日 に お い て、次 の い ず れ か の 条 件 に 該 当 す る 者
    - ア 最 近 5 年 間 に 1 の 警 備 業 務 の 区 分（以 下「3 号」とい う。）の 警 備 業 務 に 従 事 し た 期 間 が 通 算 し て 3 年 以 上 で あ る 者
    - イ 警 備 員 等 の 検 定 等 に 関 す る 規 則（平 成 17 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 20 号。以 下「検 定 規 則」とい う。）第 4 条 に 規 定 す る 1 級 の 検 定（3 号 に 係 る も の に 限 る。）に 係 る 法 第 23 条 第 4 項 の 合 格 証 明 書（以 下「合 格 証 明 書」とい う。）の 交 付 を 受 け て い る 者
    - ウ 検 定 規 則 第 4 条 に 規 定 す る 2 級 の 検 定（3 号 に 係 る も の に 限 る。）に 係 る 合 格 証 明 書 の 交 付 を 受 け て い る 警 備 員 で あ っ て、当 該 合 格 証 明 書 の 交 付 を 受 け た 後、継 続 し て 1 年 以

- 上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当する者
- ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
- (1) 新規取得講習
- 10人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- (2) 追加取得講習
- 5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間  
令和3年7月6日（火）から同月9日（金）まで
- イ 時間帯  
午前8時30分から午後4時まで
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者等  
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 県外に居住する者  
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通  
講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4の(1)のアに該当する者
- a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以

- 下「警備業務従事証明書」という。) 1通
- b 履歴書 1通
  - (イ) 4の(1)のイに該当する者  
3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
  - (ウ) 4の(1)のウに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
  - (エ) 4の(1)のエに該当する者  
3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
  - (オ) 4の(1)のオに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のアに該当する者
    - a 警備業務従事証明書 1通
    - b 履歴書 1通
    - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (イ) 4の(2)のイに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
    - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
    - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (エ) 4の(2)のエに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
    - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (オ) 4の(2)のオに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
    - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法  
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料  
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。  
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習  
38,000円
- イ 追加取得講習  
14,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
  - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
  - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期又は中止する場合がある。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490

## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月25日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県立病院局企業管理規程第7号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規程は、令和3年6月25日から施行する。